

(資料4-3)

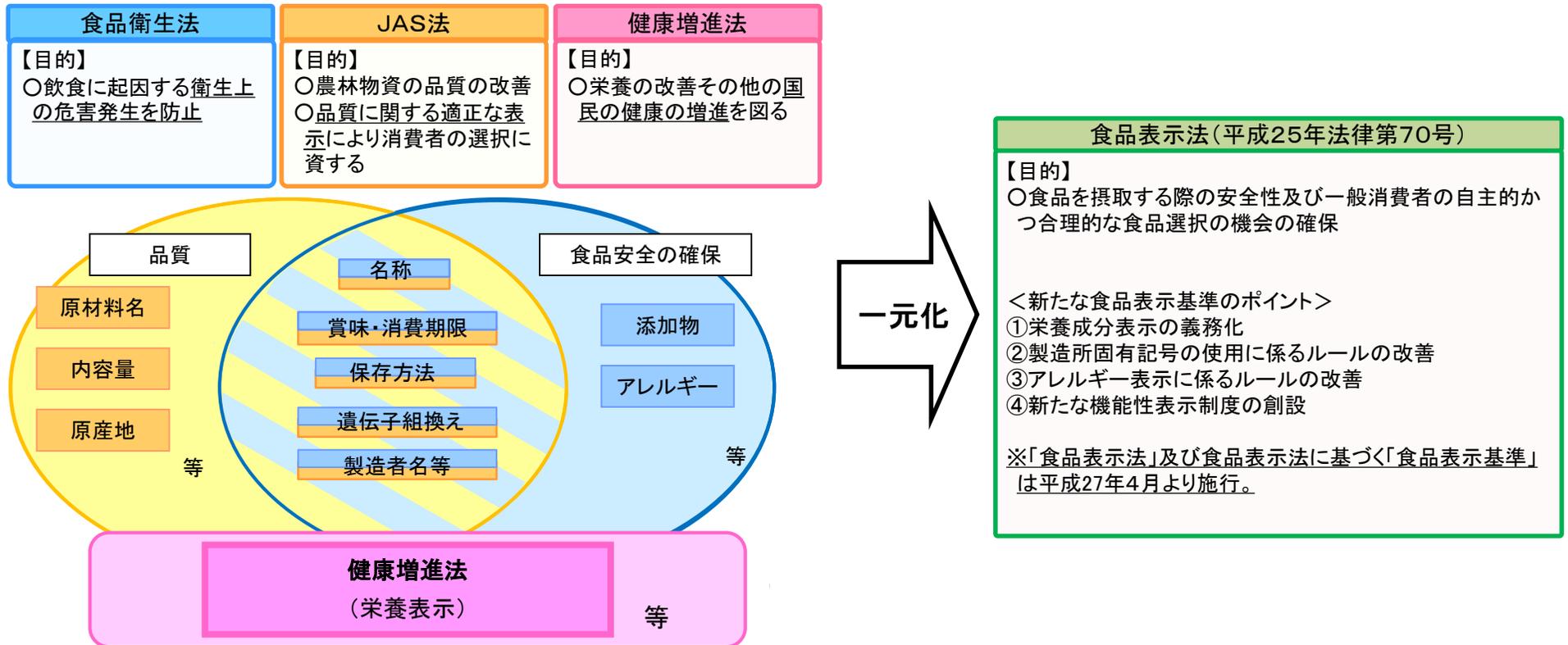
我が国の食品表示制度の概要

平成30年8月

消費者庁食品表示企画課

食品表示の一元化について

- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法(平成25年法律第70号)を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定。



生鮮食品の表示

＜生鮮食品の表示事項＞



名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は生産した水域名又は地域名を記載 (水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名又は港が属する都道府県名) 輸入品は原産国名

小売店での販売時において、名称及び原産地は、

- ・容器包装の見やすい箇所
 - ・製品に近接した掲示
 - ・その他の見やすい場所
- のいずれかに記載



※このほかに、個々の品目の特性に応じて、表示されている事項もある（例：玄米及び精米、食肉等）。

加工食品の表示

<加工食品の表示事項>

<表示例>

名称	その内容を表す一般的な名称を表示
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示
添加物	使用された添加物は重量順に全て表示 ※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示
消費期限又は賞味期限	
保存方法	期限表示の保存条件を具体的に表示
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示
製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称※	国内製造品又は国内加工品にあつては製造所又は加工所、輸入品にあつては輸入者について住所(所在地)・氏名(法人の場合は法人名)を表示 ※原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号で代替可
アレルギー表示	小麦、卵等7品目の原材料及び添加物について表示を義務付け。 大豆、豚肉等20品目の原材料及び添加物について表示を推奨(任意)。
原産国名(輸入品)	
栄養成分表示	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)の5項目のほか、表示しようとする栄養成分について表示
原料原産地名	国内で製造・加工された全ての加工食品
遺伝子組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。遺伝子組換えでない場合は表示は任意

名称	洋生菓子
原材料名	卵(国産)、砂糖、生乳、植物油脂、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	130g
賞味期限	平成30年10月31日
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町



義務表示

一部義務

※このほかに、個々の品目の特性により、表示されている事項もある。

食品添加物表示

○ 原則として、使用した全ての食品添加物を「物質名」で食品に表示。

表示例

原材料名：小麦粉、砂糖、植物油脂(大豆を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉

添加物：ソルビトール、**膨張剤、香料、乳化剤**、**着色料(カラメル、カロテン)**、**酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)**

<例外>

一括名表示

用途名併記

添加物表示の例外

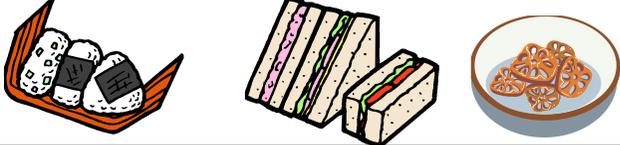
添加物表示部分

※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

<p>一括名で表示可</p>	<p>複数の組合せで効果を発揮することが多く、個々の成分まで全てを表示する必要性が低いと考えられる添加物や、食品中にも常在する成分であるため、一括名で表示しても、表示の目的を達成できるために認められている。ただし、通知において列挙した添加物を、示した定義にかなう用途で用いた場合に限る。 例：飲み下さないガムベース、通常は多くの組み合わせで使用され添加量が微量である香料、アミノ酸のように食品中にも常在成分として存在するもの 等</p>	<p>イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨脹剤、軟化剤</p>
<p>用途名併記</p>	<p>消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるものは、用途名を併記する。 例：甘味料(サッカリンNa)、着色料(赤色3号)、保存料(ソルビン酸)</p>	<p>甘味料、着色料、保存料、増粘剤、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤</p>
<p>表示免除</p>	<p>最終食品に残存していない食品添加物や、残存してもその量が少ないため最終食品に効果を発揮せず、期待もされていない食品添加物については、表示が免除される。</p>	<p>加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化剤</p>

※物質名は、簡略名等を用いることができる。

期限表示(賞味期限・消費期限)

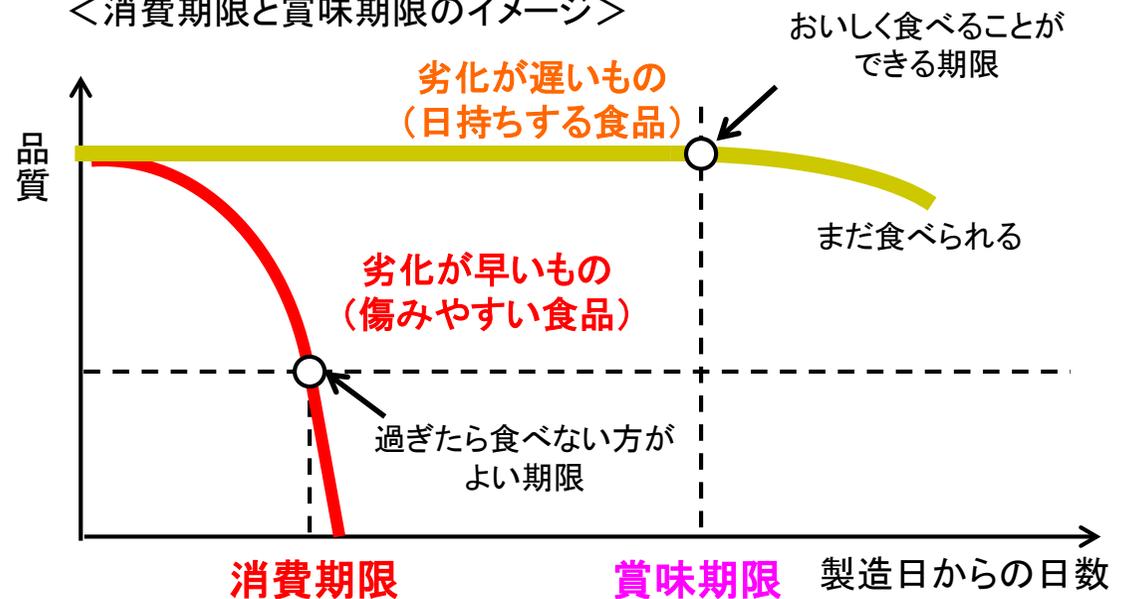
	意味	表示がされている食品の例
賞味期限	<p><u>おいしく食べることができる期限(best-before)</u></p> <p>定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。 ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。</p>	<p>菓子、カップめん、缶詰</p> 
消費期限	<p><u>過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date)</u></p> <p>定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。</p>	<p>弁当、サンドイッチ、惣菜</p> 

<表示例>

名 称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、...
添加物	増粘多糖類、...
内容量	400g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区△△

賞味期限 30.10.31

<消費期限と賞味期限のイメージ>



アレルギー表示

- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、加工食品等へ特定原材料を含む旨の表示を規定。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴
重篤な症状: 意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

特定原材料等

特定原材料等の名称		理由	表示の義務
特定原材料 (7品目)	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示義務
特定原材料に 準ずるもの (20品目)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	表示を奨励 (任意表示)

表示例

(アレルギー表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。)

【個別に表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む) / 調味料(アミノ酸等)

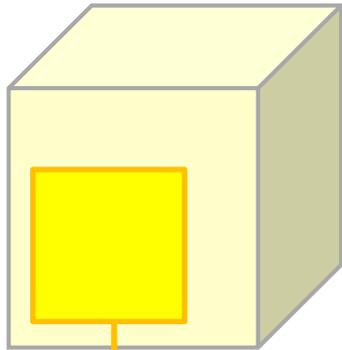
【一括して表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物 / 調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

栄養成分表示

- 食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け。

<表示例>



<適用対象>
容器包装

栄養成分表示(1包装(2個)当たり)

熱量	483kcal
たんぱく質	17.2g
脂質	22.7g
炭水化物	52.0g
糖質	49.3g
食物繊維	2.7g
食塩相当量	3.6g
鉄	1.4mg

<栄養表示をする際の必要表示事項>

【義務】

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、
ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)】

飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】

糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

新たな加工食品の原料原産地表示制度の概要

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位1位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 「又は表示」や「大括り表示」等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 平成29年9月1日施行。平成34年3月末まで経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法：

原則、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、**認められる条件、誤認防止への対応**を定めた上で、以下の規定を導入

又は表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示+ 又は表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可
※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

遺伝子組換え表示について

- 遺伝子組換え農作物の安全性には問題がない(食品衛生法)。
- 表示について、平成13年から義務表示制度開始(現在は食品表示法)。
 - ・ 8農産物(※1)及び33加工食品群(※2)が義務表示の対象。
 - ・ 加工後に組み換えられたDNA等が検出できない食品は義務表示の対象外(しょうゆ、植物油等)。

義務表示の例

遺伝子組換え農産物を区別している場合



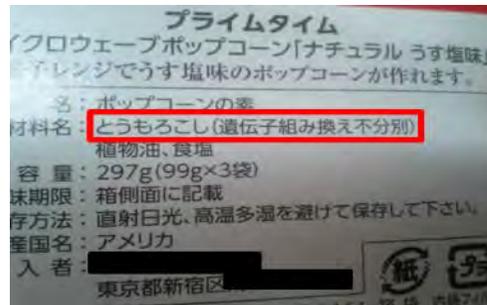
「パパイヤ(遺伝子組換え)」など



遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を区別しない(不分別)場合



「とうもろこし(遺伝子組換え不分別)」など

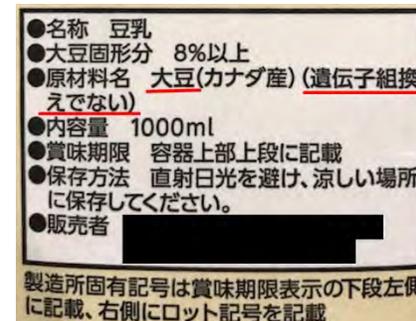


任意表示の例

遺伝子組換えでない農産物を区別している場合(33加工食品群以外の食品であっても同様に表示することが可能)



「大豆(遺伝子組換えでない)」など



※1 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、アルファルファ、てん菜、なたね、綿実、パパイヤ。
現在、日本国内において、食用栽培はない。

※2 加工後に組み換えられたDNA等が検出できる食品(豆腐、とうもろこし缶詰等)